

令和5年度
第3回 北海道感染症対策連携協議会
第5回 北海道新興・再興感染症等対策専門会議
合同会議 議事録

日 時／令和5年8月31日（木）
18:30～19:30
場 所／道庁3階 テレビ会議室

【事務局：保健福祉部感染症対策局 黒須局次長】

定刻となりましたので、ただいまから「令和5年度 第3回 北海道感染症対策連携協議会、第5回 北海道新興・再興感染症等対策専門会議 合同会議」を開催いたします。

本日はお忙しい中、御参加いただきましてありがとうございます。

私は、感染症対策局次長の黒須でございます。

本日の議事進行を座長にお願いするまでの間、進行を務めさせていただきます。

本日の会議ですが、次期「北海道感染症予防計画」の素案たたき台及び保健所設置市における予防計画の構成（骨子案）について、協議いただきたいと思いますと考えております。

委員の皆様には忌憚のない御意見、御助言等をいただきたいと思いますと考えておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、これからの進行につきましては、本会議の設置要綱により指名させていただきました、座長の三戸委員にお願いいたします。

【三戸座長】

座長の三戸でございます。よろしくお願いたします。

本日の会議は、概ね1時間程度で議事を進めてまいりたいと考えておりますので、皆様方の御協力をよろしくお願いたします。

それでは、次第に沿いまして次第の2「説明事項」について、事務局のほうから説明をよろしくお願いたします。

【事務局：保健福祉部感染症対策課 工藤参事】

感染症対策課参事の工藤でございます。資料1に基づきまして、医療措置協定の協議に向けました事前調査の概要につきまして、御説明を申し上げます。

1ページを御覧いただきたいと思います。今般の改正感染症法におきまして新たに創設されました「医療措置協定」につきましては、前回の会議で御説明させていただきましたとおり、今後、新たな感染症が発生・まん延した際に、医療機関等が実施をいたします医療措置につきまして、平時のうちから、都道府県と医療機関等が協議を行い、合意した場合に協定を締結するものとなっております。

今回の事前調査につきましても、前回の会議におきまして、趣旨等を御説明させていただいたところでございますが、協定の締結先でございます医療機関等の意向ですとか、課題を把握することを目的として実施するものでございまして、諸般の準備が整いましたことから、8月24日、先週の木曜日になりますけれども、対象医療機関等へ調査票を郵送し、また、医療機関等への趣旨説明のため、インターネットにおきまして、動画を配信するなどいたしまして、調査を開始いたしました、その概要について報告をさせていただきます。

まず、調査の対象機関でございますけれども、1に記載のとおりでございます。道が医療措置協定を締結する際の相手先となります、道内に所在をいたします病院、診療所、薬局、訪問看護事業所、合わせて約5,300か所あまりを調査の対象としてございます。

なお、このうち診療所につきましては、米印で記載してございますとおり、内科や小児科など、これまで新型コロナへの対応実績のある診療科などを中心として、調査を実施することとしてございます。

次に、2の今後のスケジュール、予定でございますけれども、本調査につきましては、来月13日を医療機関等から道への回答期限としてございまして、調査結果の概要につきましては、次回の本会議におきまして、報告させていただくことを予定してございます。

また、本調査は、今後、道が医療機関等と協定締結に向けた協議を円滑に行うために、基礎資料として実施するものでございまして、本調査によって把握をいたしましたニーズや課題などにつきましては、今後、整理を行い、秋以降になろうかと思っておりますけれども、準備が整い次第、医療機関等との協議を開始し、協議が調った医療機関等から順次協定を締結していければと考えてございます。

なお、3の参考といたしまして、前回の会議でも御説明をさせていただきました、調査の内容や、ページの右になりますけれども、調査対象区分ごとの調査項目につきまして記載してございますので、御覧いただければと思います。

説明事項の説明については、以上となります。

【三戸座長】

どうもありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何か御質問、御意見等ございますか。

質問のある方は、ミュートを外していただいて、発言をよろしく願いいたします。

【札幌医科大学附属病院 土橋委員】

私、前回、出ていなかったのですが、この実数、事前に把握することが非常に大切だと思うのですが、少し記載しにくいです。その理由としては、具体的に対象を想定していないからでございます。

感染症といわれても、1から10までといたしますか、個々に相当違う疾患群を含んだ想定になっていきます。例えば、エボラが発生したらどうなるかってことですが、これはとても普通の病院では対応できませんし、結核ですら、多分違うと思います。

ですから、常設なのか、臨時なのか、あとは、また普段は他の疾患を入れていいのか。例えば、感染症法のどのレベルを想定しているのか等々、詳しく設定しませんと、なかなか具体数につきましては、申告しにくいというところが、実態ではないかと思えます。

また、各種の、後方支援を含めた人員ということですか。これもプッシュ型の人員は、私どもは実際持っておりますが、はたまたこれは何を書けばいいのか。例えば、ワクチンを打つような後方支援の想定までして書くのかというのは、少し具体的にはなかなか書きにくいので、数字に落とし込みにくいところがあるのですが、その辺はどう説明していたのでしょうか。

【事務局：保健福祉部感染症対策局 千葉医療体制担当局長】

医療体制担当局長の千葉でございます。御質問ありがとうございます。

今回の事前調査につきましては、こちらに記載がございしますが、右側の参考の調査対象区分ごとの調査項目という形でございまして、確保病床、発熱外来ともに初期期間、それと、初期期間経過後という区分を分けてございますが、今回の想定といたしましては、新型コロナウイルスの感染症を想定して、見込み数を出していただくという考え方でございます。

それで、初期期間につきましては、厚生労働大臣が感染症を公表してから、3か月間の期間、初期期間経過後につきましては、3か月経過後から6か月間の期間としてございます。資料につきましては、お配りしている資料5の11ページ、12ページに記載しておりますが、12ページの方を御覧ください。

中段ほどに、「1 医療措置協定に係る道の基本的な考え方」の前提といたしまして、新興感染症の特性は、流行初期は2020年12月を想定していただき、そして、流行初期期間経過後につきましては2022年12月の新型コロナと同程度の性状を想定いただくという形で見込み数を想定していただきたいというふうに考えてございます。

よろしくお願いいいたします。

【三戸座長】

少し追加させていただきますが、初期の例えば、1類感染症とか新型の感染症に関しましては、元々、1種・2種の感染症指定医療機関がありますので、そこで診ることになっておりまして、今、説明のあったように、その後の流行にどのように対応するかということに関しましては、今回コロナでありましたように、急激に増えてきた場合のために、後方支援とか、外来とか、そういうところの対応も考えるので、先生から御質問のあった、初期の部分に関しましては、元々そのような形として国で決められていますので、それに則って道の計画を立てたということでございます。以上です。

【札幌医科大学附属病院 土橋委員】

個人的には、おそらくここ近年、経験した三つのタイプ、つまりMERS/SARS、新型コロナ、新型インフルエンザ、この三つはそれぞれ相当キャラクターが違いますので、準備しなければいけない医療というのはそれぞれかなり違うと思います。

少なくとも、具体的にこの三つ、経験したものについては、おそらくどこかの格好で、どういう数値を用意したかとか、どういう対応したかということは、サマリーしてお示しいただいた方がいいと思います。

【三戸座長】

御意見ありがとうございます。そのとおりで、最初のはっきりした感染症の状況というのが分からないので、それに合わせて、感染症の対策を組み上げていかなければならないのですけれども、あくまで基本的な計画を基にしていますので、先生がおっしゃるように、その感染症の状況に合わせて、対応を決めていかなければならない。そういう意味ではここに書かれているものは、その感染の状況に応じて書き換えるというふうな形で行うようになっておりますので、よろしくお願いいいたします。

他に何か御意見ございますか。よろしいでしょうか。

それでは次に、次第の3「協議事項」について、事務局のほうから説明をよろしくお願いいいたします。

—————以下、非公表—————